

# 補装具費申請必要書類

【障がい者(18歳以上)】

《交付》・・・面接判定 特別な理由がない限り、後日、山梨県障害者相談所による面接判定(医学的判定)が必ずあります。  
 ※ただし、手部義手及び重度障害者用意思伝達装置については、既に交付を受け付けている方で、同じ型式を希望される場合のみ書類判定の申請ができます。

|                          | 面接判定<br>(判定日は後日連絡) | 書類判定(特別な理由があり、来所困難な場合のみ)   |
|--------------------------|--------------------|--|
| 義肢                       | <b>基本セット</b>       | ・補装具費支給意見書(義肢・装具用)(様式第1(1)号)<br>・義手処方箋(様式第2(1))または義足処方箋(様式第2(2)号)<br>・見積書                                    |
| 装具                       |                    | ・補装具費支給意見書(義肢・装具用)(様式第1(1)号)<br>・装具処方箋(様式第2(3)号)<br>・見積書   |
| 座位保持装置☆                  |                    | ・補装具費支給意見書(肢体不自由・市町村)(様式第1(5)号)<br>・車いす処方箋(様式第2(5)号)<br>・見積書 ・カタログまたはパンフレット                                  |
| 車いす(オーダーメイド)☆            |                    | ・補装具費支給意見書(車椅子・電動車椅子・座位保持装置用)(様式第1(2)号)<br>・車いす処方箋(様式第2(5)号)<br>・補装具使用状況報告書(車いす・座位保持装置用)(様式第1(3-1)号)<br>・見積書 |
| 電動車いす☆<br>(市職員による事前調査あり) |                    | ・補装具費支給意見書(車椅子・電動車椅子・座位保持装置用)(様式第1(2)号)<br>・電動車いす処方箋(様式第2(6)号)<br>・見積書                                       |

《交付》・・・書類判定 直接判定がない代わりに、意見書や処方箋による判定を市が行います(補聴器を除く)。

|             | 基本セット        |   |
|-------------|--------------|---|
| 補聴器★        | <b>基本セット</b> | ・補装具費支給意見書(聴覚障害・補聴器)(様式第1(3)号)<br>・見積書                                      |
| 眼鏡          |              | ・補装具費支給意見書(視覚障害・眼鏡等・市町村)(様式第1(6)号)<br>・見積書                                  |
| 歩行器         |              | ・補装具費支給意見書(肢体不自由・市町村)(様式第1(5)号)<br>・見積書 ・カタログまたはパンフレット                      |
| 車いす(レディメイド) |              | ・補装具費支給意見書(肢体不自由・市町村)(様式第1(5)号)<br>・車いす処方箋(様式第2(5)号)<br>・見積書 ・カタログまたはパンフレット |
| 視覚障害者安全つえ   |              | ・見積書 ・カタログまたはパンフレット   |
| 歩行補助つえ      |              | ・補装具費支給意見書(肢体不自由・市町村)(様式第1(5)号)<br>・見積書 ・カタログまたはパンフレット                      |
| 義眼          |              | ・補装具費支給意見書(視覚障害・眼鏡等・市町村)(様式第1(6)号)<br>・見積書                                  |

《交付》・・・書類判定+調査市・県の職員による事前調査があります。

|                  | 基本セット        |  |
|------------------|--------------|--|
| 重度障害者用<br>意思伝達装置 | <b>基本セット</b> | ・補装具費支給意見書(重度障害者用意思伝達装置用)(様式2(4)号)<br>・重度障害者用意思伝達装置処方箋(様式2(7)号)<br>・見積書 ・カタログまたはパンフレット |

《修理》・・・修理の際には意見書や処方箋は必要ありません。

基本セット + 見積書

注1:補装具にはそれぞれ耐用年数が定められています。

また、新規・再交付する場合には、今の補装具が体に合わない・修理が不可能など判断した場合には限ります。

(相談所からの申請受付時のフローチャートを活用してください。窓口での聞き取りが重要になります)

注2:面接判定については「耐用年数を越えたから新しいものを」という理由では、相談所は受理しないのでご注意ください。  
 特に車いす・座位保持装置の事例が多いです。